

平成 28 年 第 2 回

氷川町議会 5 月臨時会会議録

開会 平成 28 年 5 月 19 日

氷 川 町 議 会

平成28年第2回氷川町議会臨時会会期及び日程

日	曜日	会議区分	日程
19日	木	本会議	開会（午前10時00分） 提案理由説明 質疑 討論 採決 閉会

平成28年第2回氷川町議会臨時会会議録（第1号）

平成28年5月19日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について

日程第 4 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について

日程第 5 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について

日程第 6 議案第28号 平成28年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について

4. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 河 口 涼 一	2番 清 田 一 敏
3番 長 尾 憲二郎	4番 上 田 俊 孝
5番 江 寄 悟	6番 三 浦 賢 治
7番 松 田 達 之	8番 片 山 裕 治
9番 米 村 洋	10番 笠 原 良 一
11番 上 田 健 一	12番 永 田 義 昭

5. 欠席議員はなし

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 草 野 信 一 書 記 河 野 香 織

7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 陳 野 信 次
企画財政課長 森 田 寿 也	税 務 課 長 岩 本 博 美
町民環境課長 野 田 俊 明	健康福祉課長 山 下 剛
農業振興課長 尾 村 幸 俊	農地整備課長 前 田 昭 雄
建設下水道課長 前 崎 誠	総務振興課長 木 本 栄 一
商工観光課長 西 田 美 子	会 計 管 理 者 濤 岡 美 智 代
学校教育課長 稲 田 和 也	生涯学習課長 沖 村 眞 一
農業委員会事務局長 星 田 達 也	監 査 委 員 本 田 孝 志

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） みなさん、おはようございます。

議会に入ります前に、今回の熊本地震では、県内の多くの地域で甚大なる被害が発生いたしております。氷川町もご存じのように、大きな被害が発生いたしております。心から、お見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興を願いたします。

それでは、ただ今から、平成28年第2回氷川町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永田義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番、河口涼一君、2番、清田一敏君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（永田義昭君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

日程第4 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

日程第5 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

日程第6 議案第28号 平成28年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について

-----○-----

○議長（永田義昭君） 日程第3、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてから、日程第6、議案第28号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。本日は、平成28年第2回氷川町議会臨時会を招集いたしましたところ、皆さま方には大変お忙しい中にお練り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、4月14日及び16日に発生いたしました平成28年熊本地震におきまして、尊い命を失くされました皆さま並びにご遺族に対してまして、哀悼の誠を捧げますとともに、被災をされましたすべての皆さま方に心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

我が氷川町におきましても、公共施設、住家・被住家、農業用施設をはじめ、和鹿島海岸堤防、道路及び農業用パイプライン等、多種多様な被害が発生いたしました。発生後、町民の皆さま方の命を守ることを最優先に考え避難所を開設し、自主避難の受け入れを行ったところであります。最も多いときで、避難所へ避難された方が1,805名、町民グラウンド、桜ヶ丘グラウンド及び小・中学校のグラウンドも開放いたしましたので、車中避難を含めると相当数の皆さま方が避難をされたのかなというふうに思っております。現在も2カ所で避難をいただいているところであります。その後、被災状況調査、応急復旧活動、家屋応急危険度調査、罹災証明発行に向けた窓口の設置とあわせまして、住家被害認定調査を実施いたしました。この間、職員全員が不眠不休の対応を行い、また、各地区の区長さま及び消防団員諸君には、各地区の避難者の誘導や応急復旧活動並びに夜間の防犯巡回活動にも従事していただいたところであります。議員各位にも早々に避難所、現地を視察していただきました。本当にありがたく思っております。それぞれの皆様方のご協力に対しまして、心よりお礼を申し上げたいというふうに思います。

特に、住家につきましては、住家被害認定調査をいち早く実施したところであります。建築士及び職員によるチームを編成いたしまして、現地調査のうえ、5月6日に罹災証明を既に発行いたしました。その後も相談を暫時受け付けておりまして、あわせまして住宅被害認定調査も継続して実施しているところであります。その結果では、全倒いわゆる全壊30棟、大規模半壊24棟、半壊111棟、一部損壊229棟の被害を確認いたしております。その他、直接写真及び聞き取りにより、罹災証明を発行した件数が175件、また、家財等の被害により被災証明を発行した件数が84件を数えております。このことを踏まえまして、南部グラウンドに14棟、農産加工センター広場に14棟の応急仮設住宅28棟の建設を熊本県へ申請したところであります。6月下旬から7月上旬には完成を目指しているところであります。

公共施設では、学校施設をはじめ、庁舎また公営住宅21件、概算被害額とい

たしまして約3,300万円、町道陥没崩壊11カ所、農業用パイプライン漏水15カ所をはじめ、河川等の被害を含め、概算被害額が約7,155万円であります。農業用施設では、いちご高設ベンチ2.06ヘクタール、農業用倉庫等全壊7棟、半壊21棟、一部損壊40棟をはじめ、農業用機械や畜産施設に被害が及んでおります。概算の被害額といたしまして、1億1,500万円を見込んでおります。

また、農作物及び乳牛への直接被害があつておりまして、その概算被害額は、約925万円であります。合わせますと、概算の被害総額が2億2,880万円というふうに見込んだところであります。ただ、この額には、和鹿島海岸堤防及び住家の被害額は含んでいないところであります。

なお、和鹿島海岸堤防の復旧事業につきましては、国直轄事業として実施していただくことが既に決定いたしております。その他、文化財の被害及び立神峡の崩落も確認したところであります。詳細につきましては、皆さま方にお配りしております「資料1」をご覧くださいというふうに思います。

以上のように、甚大な被害が発生しております。今後は、被災者の支援並びに復旧・復興事業を迅速かつ的確に実施していく必要がありますので、私を含め職員一同、全力を傾注して取り組んでまいります。議員各位におかれましても、現状をご賢察いただき、最大限のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしておりますのは、承認3件、平成28年度氷川町一般会計補正予算1件でございます。

承認第1号は、平成27年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について、承認第2号は、氷川町税条例の一部を改正する条例について、承認第3号は、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので報告をし、承認を求めるものでございます。

議案第28号は、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ4億6,783万5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ66億9,222万4,000円とするものであります。その内容は、先ほど申し上げました平成28年熊本地震における現時点での氷川町の被害に対する被災者支援並びに災害復旧に要する経費であります。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願いを申し上げまして、挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

す。よろしくお願いいたします。

○議長（永田義昭君） これから、承認第1号から議案第28号まで、順次、詳細説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月30日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めらるるものでございます。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。

平成27年度氷川町一般会計補正予算（第6号）につきまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,927万3,000円とするものでございます。

歳入の方よりご説明申し上げます。6ページをご覧ください。45款、5項、5目、地方交付税、10節の特別地方交付税の1億3,509万6,000円につきましては、交付確定額が見込みより大幅に上回ったため計上いたしまして、85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、5節の財政調整基金の取り崩しを行わないようにするため、財政調整基金繰入金の5,000万円の減額及び90款、5項、5目、繰越金、5節、前年度繰越金につきましても繰入金の8,509万6,000円の減額補正するものでございます。

80款、5項、寄附金、5目、5節の一般寄附金の200万円につきましては、氷川町まちづくり振興会からの寄附金でございます。

続きまして、歳出の方をご説明申し上げます。8ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、75目、竜北物産館運営基金費、5節の積立金の200万円につきましては、基金条例に基づきまして竜北物産館運営基金に積み立てたものでございます。

以上で、承認第1号、専決処分の報告及び承認について説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 税務課長。

○税務課長（岩本博美君） それでは、承認第2号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めらるるものでございます。

承認第2号の主な改正内容としましては、地方税法の猶予制度について地方分権を推進する観点から、一定の事項については条例で定めることとされたことから、国税における改正を踏まえての所要の見直しでございます。法人税割の標準

税率及び制限税率が引き下げられることによる所要の規定の整備、環境性能割の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の整備、それから、市町村税のたばこ税に関する経過措置の整備となっております。

なお、税条例の改正内容は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する必要があります。地方税法の一部を改正する法律が3月議会閉会後に国会において成立しましたことを受けまして、改正法律が3月31日に公布されました。町議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年4月7日付け専決処分したものであります。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 続きまして、承認第3号、専決処分の報告及び承認について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により平成28年4月22日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めらるるものでございます。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ955万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,438万9,000円とするものでございます。

歳入の方よりご説明いたします。6ページをご覧ください。90款、5項、5目、繰越金、5節、前年度繰越金955万8,000円を歳出の財源確保で補正するものでございます。

続きまして、歳出を説明いたします。7ページを開けてご覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費258万7,000円につきましては、11節、需用費、住家被害認定調査用消耗品費といたしまして46,000円、12節、役務費の罹災証明等通知の発送に係る郵便料41,000円、13節の委託料につきましては、今回の熊本地震に係る住家被害認定調査作業に係る委託料250万円でございます。

20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費の97万2,000円につきましては、13節、委託料の地震災害廃棄物集積業務で60万5,000円、14節、使用料及び賃借料で、地震災害廃棄物集積所での重機の借上料の36万7,000円でございます。

8ページをご覧ください。50款、災害復旧費、5項、農林水産業施設災害復旧費、5目、農業用施設災害復旧費、13節、委託料26万6,000円及び1

0目、農地災害復旧費、13節、委託料93万3,000円につきましては、熊本地震に係る災害復旧測量設計業務委託料でございます。

10項、公共土木施設災害復旧費、5目、公共土木施設災害復旧費、13節、委託料480万円につきましては、地震に係る公共土木道路等施設の災害復旧測量設計業務委託料でございます。

以上で、承認第3号、専決処分の報告及び承認について説明を終わります。

続きまして、議案第28号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,783万5,000円を追加し、総額の歳入歳出それぞれ66億9,222万4,000円とする補正予算でございます。

まず、歳入の部より8ページをご覧ください。65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、15目、災害復旧費国庫負担金、15節の文教施設災害復旧負担金1,111万9,000円につきましては、熊本地震に係る公立学校施設災害復旧負担金、竜北西部小学校運動場外部のブロック塀の損壊によるフェンス設置工事、校舎外壁等亀裂補修工事、東小学校校舎外壁等の亀裂補修工事、低学年等の床補修工事、竜北中学校の校舎外壁等の亀裂補修工事費の3分の2の補助率により計上するものでございます。

15目、衛生費国庫補助金、5節、保健衛生費補助金の9,777万6,000円につきましては、災害等廃棄物処理事業費補助金、損壊家屋の解体撤去費用で9,000万円、災害廃棄物処理費用の777万6,000円を補助率2分の1でございますが、計上するものでございます。

70款、県支出金、5項、県負担金、5目、民生費県負担金、50節、災害救助費負担金9,282万4,000円につきましては、今回の熊本地震に係る災害救助法に基づいた災害救助費負担金、救助事務費、避難所対応職員の時間外手当3,522万4,000円及び被害住宅応急修理費の被害認定調査による判定で半壊以上の住宅に対し、応急修理費1戸当たり57万6,000円の100戸分5,760万円を計上するものでございます。

85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、5節の財政調整基金繰入金1億2,000万円は、今回の熊本地震に係る臨時予算に充てるため、基金を取り崩し財源とするものでございます。15目、5節の竜北物産館運営基金繰入金110万円につきましては、地震により損傷した竜北物産館施設の災害復旧修繕料へ充てるため計上するものでございます。

90款、5項、5目、繰越金、5節の前年度繰越金の601万6,000円につきましては、今回の予算の財源といたしまして繰越金を充てております。

99款、5項、町債、7目、民生債、10節、災害援護資金貸付金1億3,900万円につきましては、都道府県内で災害救助法が適用された市町村へ県からの貸し付けで事業の財源とするもので、住宅の半壊以上で半壊170万円の45戸、全壊250万円の25戸を計上するものでございます。

続きまして、歳出の部10ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、3節、職員手当等の4,079万8,000円につきましては、熊本地震に係る管理職員特別勤務手当及び職員の時間外勤務手当を計上するものでございます。

15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費1億4,111万2,000円につきましては、11節の需用費で今回の地震により軍人墓地が損壊したため、修繕料211万2,000円及び21節の貸付金で災害援護資金貸付金、災害救助法が適用された市町村が負傷または住居・家財に被害を受けた者へ貸し付けするもので、住宅の半壊、先ほど申しましたが170万円の45戸、全壊が250万円の25戸を計上するものでございます。

10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、11節の需用費34万円につきましては、竜北東放課後児童健全育成クラブの家屋の屋根修繕料を計上するものでございます。

次の11ページでございます。20項、5目、災害救助費、19節の負担金補助及び交付金5,760万円につきましては、歳入の部でも申しましたが、災害救助法による住家被害認定調査、半壊以上の判定が対象となりますが、住家応急修理補助金57万6,000円の100世帯分を計上するものでございます。

20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費、13節、委託料1億9,555万2,000円につきましては、今回の地震による災害廃棄物処理の委託料1,555万2,000円、コンクリートブロック、瓦、スレート、壁土、石膏などです。及び熊本地震損壊家屋解体撤去委託料1億8,000万円、住家が70戸、倉庫7、納屋・塀等で40件を計上するものでございます。

25款、農林水産業費、5項、農業費、40目、物産館費、11節、需用費の110万円につきましては、今回の地震で損傷した物産館の施設の修繕料を計上するものでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。35款、土木費、10項、道路橋りょう費、10目、道路維持修繕費、14節、使用料及び賃借料の54万8,000円につきましては、道路の破損、里道の補修対応に伴う重機等の借上料を計上

するものでございます。

25項、住宅費、5目、住宅管理費、11節、需用費の200万円につきましては、公営住宅の空き家のリフォーム（野口団地3戸、久保団地1戸、吉本団地1戸）を行い、被災者の応急仮住宅とするため修繕料を計上するものでございます。

40款、5項、消防費、15目、消防施設費、19節、負担金補助及び交付金の20万円につきましては、今回の地震災害による南鹿野地区の地上式防火水槽の修繕が早急に必要なため計上するものでございます。

13ページをご覧ください。45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費、11節、需用費の156万1,000円につきましては、宮原小学校管理棟の軒裏の爆裂に伴う修繕料及び地震に伴う渡り廊下東側・西側のエキスパンジョイント部の災害復旧修繕料を計上するものでございます。13節、委託料の220万4,000円につきましては、今回の地震に伴い竜北西部小学校運動場外部のコンクリート塀が損壊したため、フェンス設置工事及び校舎外壁等亀裂補修工事の実施設計業務及び東小学校外壁等亀裂補修工事、低学年等の床補修工事の実施設計業務の委託料を計上するものでございます。15節の工事請負費1,581万8,000円につきましては、委託料で説明しました竜北西部小学校、東小学校の学校施設災害復旧工事費を計上するものでございます。

15項、中学校費、5目、学校管理費の112万1,000円につきましては、13節、委託料、竜北中学校校舎外壁等亀裂補修工事に係る実施設計業務委託25万6,000円及び校舎外壁等亀裂補修工事費86万5,000円を計上するものでございます。小学校、中学校の実施設計業務委託料につきましては、学校施設の災害査定を受けるために必要な設計書及び実施設計書の業務委託でございます。

次に、14ページをご覧ください。50款、災害復旧費、10項、5目、公共土木施設災害復旧費、11節、需用費の717万1,000円につきましては、道路施設等災害復旧修繕料、道路11カ所の375万5,000円及び、公営住宅災害復旧修繕料（野口団地14戸、吉本団地2戸、久保団地5戸、桜ヶ丘団地8戸）で341万6,000円を計上するものです。15節、工事請負費の71万円につきましては、大力用水路の災害公共土木施設復旧工事を計上するものでございます。

債務負担行為補正でございますので、前のページ、4ページにお戻りください。第2表、債務負担行為補正といたしまして、災害援助資金貸付金利子補給の追加で、期間は平成31年度から平成38年度までで、1,716万2,000円の

限度額を計上いたしております。

次の5ページをご覧ください。第3表、地方債の補正で追加、起債の目的は、災害援護資金貸付事業の民生債1億3,900万円の限度額でございます。起債の方法、利率及び償還の方法はご覧いただいでください。

以上で、議案第28号の一般会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

○議長(永田義昭君) 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

まず、承認第1号について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田義昭君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

○議長(永田義昭君) これから、承認第1号を採決します。

本案は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(永田義昭君) 起立全員です。

したがって、承認第1号は、承認されました。

次に、承認第2号について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田義昭君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

○議長(永田義昭君) これから、承認第2号を採決します。

本案は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(永田義昭君) 起立全員です。

したがって、承認第2号は、承認されました。

次に、承認第3号について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

○議長（永田義昭君） これから、承認第3号を採決します。

本案は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田義昭君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は、承認されました。

次に、議案第28号について、質疑はありますか。河口涼一君。

○1番（河口涼一君） それでは、お尋ねいたします。先ほど、町長の冒頭のお話の中で、避難者が最大で1,805名ほどいらっしゃったと。現在でも100名を越す避難の方がいらっしゃるということで、この中には、帰りたくてももう帰る家がないと、住める状態ではないということで、この先仮設住宅というのが必要になってくるかと思うんですが、このことでお尋ねしたいんですが。仮設住宅、町で造られる分、それからみなし仮設住宅を含めて、どの程度用意をされるというお考えがあたりでしょうか。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） ただいまの質問にお答えします。県の方に被災後に要望しまして、現在、野津の野津交流館の横の野津グラウンドに14戸、加工センターの広場のところに14戸建設をしております。先ほど町長の方から説明がありましたが、6月下旬から7月上旬の完成を見込んでおります。そのほか、みなし仮設住宅の申込みも被災者の方からあっておりますので、現在、みなし仮設住宅への入居の希望の方等の世帯が4名になっております。仮設住宅の建設については、5月9日から5月15日まで、全壊並びに大規模半壊、半壊、一部損壊の方々の仮設住宅への入居の希望並びに困窮のお話を聞きまして、5月18日現在で仮設住宅への入居の希望者は28名となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 直近で28名ご希望があたりだということですが、まだ地震自体終息したわけではございませんし、今後、実際帰って見たけれども、まだ到底住めないということで増える可能性ももしかすると出てくるかもしれないのではないかと私は思うんですが。先ほどご説明の中で町営住宅を5戸ほどリフォーム中だということで、これも当然仮設の住宅ということで理解してよろしいですか。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 応急仮設住宅につきましては、全壊並びに大規模半壊の方が対象となりますので、半壊の被災者の方につきましては、町の公営住宅の募集を停止していた部分につきまして、早急にリフォームをかけまして、半壊の皆さま方へ昨日通知を発送しまして、昨日から5月26日まで応募を募集しております。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 今まで申し上げましたところは、全体的に今日の日程の中に関連するものだと思ひまして質問させていただいているわけですが。ただ今質問しましたのは、これは主に12ページの住宅管理費とかその後、建設費で14ページ、5項目の公共公営住宅修繕料とか、その辺も含めて質問したわけで、当然この質問のやり取りの中で、内容的にはただ今ご指摘がありましたけれども、内容的にはそれで十分わかるわけですから。よろしいですか、項目は。もちろん、お分かりのうえで、お答えになったんだろうと思いますけれども。

〔「暫時、休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑はありませんか。米村洋君。

○9番（米村 洋君） この項目について、こういう尋ねたいことは、一般的に尋ねることがあれば、各担当に、課に行って尋ねるといふことでどうでしょうか。それと議長一言、発言いいですか。一言、いいですか。

○議長（永田義昭君） はい。

○9番（米村 洋君） この熊本地震の発生から今日で30日間ぐらになります、4月14日午後9時26分、4月16日午前1時25分と2度の最大震度7の地震が発生する。未曾有の出来事であり、誰でも今まで、熊本県人として生まれて、誰も経験したことのない地震です。余震も1,500回以上続いている現在、まだまだ、終息する気配もないわけです。誰一人このような大地震に見まわれたことも想像もしなかったということではなかったんでしょうか。阪神大震災と東北大震災は、私たちは他人事のように思っておりました。しかし、自ら被災を経験して、この人たちの苦しみ、悲しみがよく分かるような気がします。熊本地震は大きな特徴があり、今後どのような地震がくるのか予想もつかず、町民の方々

は不安な毎日を過ごしておられることと思います。我が町も甚大なる被害を受け、藤本町長は、地震発生直後に素早く対策本部を設置され、何の混乱もなく町民の方々の不安を解消することに、大きく対策本部を設けたことによって役立ったと思います。防災の管理が他の市町村より徹底され、どこにも負けない防災対策ができたことに対して、議会は感謝を申し上げなきゃならないと思います。町長、副町長、また課長、職員の皆さま、不眠不休で尽力されていることにおいて、新たな敬意を議会から表したいと思います。

また、地域の区長をはじめ、消防団の活躍というのは目覚ましいものがありました。自らの身を呈して、被災者一人一人に心配りをしてもらって、これも町長の防災対策における徹底した管理体制の結果ではないかと思っております。それに比べ、私はこのような発言をすることは非常に矛盾を感じられるかと思いますが、議会はこの震災に対して、どのような対応をしたのか問われることではないですか。地震発生1週間たって議長は議員を招集し、数カ所傷んだ箇所を見ただけで、後は何の対策もしない。議会の責任は大きいと思えますよ。この臨時議会において、震災案件について議論できる資格は、果たしてあるのでしょうか。議会は何の対応もなく、重大な責任として解散したらいいと思っております。私は1つ、町長の復興にかける勢い、他の市町村より素早く実行されたのが、被災者の生活再建、支援、罹災証明の発行、どこの市町村よりも素早くやられたことにおいて、本当に感謝をしなければならぬと思っております。今後も、まだまだ余震が続いております。復旧・復興において、町民の皆さんたちもまだまだ不安があります。今後も、議会も行政に協力して、日頃対等・対峙関係を堅持するといいいながら、今回の地震に対して全然対峙関係というのは皆無に等しかったと思います。ここにおいて、議運の委員長を代表して町長をはじめ、執行部の皆さんと町民の皆さんに陳謝いたしたいと思えます。どうもすみませんでした。

○議長（永田義昭君） 他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

○議長（永田義昭君） これから、議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田義昭君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（永田義昭君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
平成28年第2回氷川町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議長 永 田 義 昭

平成 年 月 日 氷川町議会議員 河 口 涼 一

平成 年 月 日 氷川町議会議員 清 田 一 敏